

大阪府リサイクル製品認定要領の改正について

1 改正理由

大阪府では、リサイクル製品の認定を、「大阪府循環型社会形成推進条例第 12 条」に規定する再生品の認定について必要な事項を定めた「大阪府リサイクル製品認定要領」（以下「要領」という。）に基づき、平成 16 年度から実施してきた。

要領は、「エコマーク※」等の基準をもとに作成していたが、これまで改正しておらず、運用後 15 年が経過したため、「エコマーク」の最新の認定基準と不整合が生じていることから、要領を改正する。

※エコマークの認定基準は必要に応じて項目別に 3～5 年ごとに改正。

2 改正内容

- ・品目（別表第 1 「認定対象品目」（第 5 条関係））
- ・認定基準（別表第 2 「認定基準」（第 6 条第 12 項関係）の内循環資源配合率の付表）
 - 付表（2）（「その他について」）
 - 付表（3）（「『衣服』に係る資源循環の基準配合率」）
 - 付表（6）（「『文具・事務用品』に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率」）

3 改正の考え方

- ・品目名及び品目別の認定基準（再生品の配合率）は、最新の「エコマーク」に合わせる。
（表「認定対象品目の新旧対照表」参照）
- ・品目は、エコマークにないものは削除し、過去に認定実績があるなど申請の可能性の高いもののみ記載する。（該当品目がない場合は「その他」で対応。）
- ・認定基準（循環資源配合率）は、今回の改正で厳しくなる品目は、既存の認定製品の設置に支障がないことを確認する。
 - 認定基準が厳しくなるのは、文房具と骨材のみで、いずれも現認定製品は新基準を満たすことを確認。
 - 文房具（現行基準：50%、新基準：70%、認定製品の配合率：70%）
 - 骨材（現行基準：50%、新基準：100%、認定製品の配合率：100%）

4 施行予定日

令和 2 年 4 月 1 日

表 認定対象品目の新旧対照表

修正前			修正後		
分類 番号	品 目		分類 番号	品 目	
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品		(削除)		
2	高炉スラグ微粉末, 高炉セメント	セメント	(削除)		
3	(削除)	(削除)	(削除)		
4	石炭灰（フライアッシュ）を利用した建材		(削除)		
5	再生PET樹脂を利用 した衣服	繊維製品	衣服	1	衣服
6	工業用繊維製品	工業用繊維製品		2	工業用繊維製品
7	情報用紙	紙類		(削除)	
8	印刷用紙	紙類		(削除)	
9	衛生用紙		3	衛生用紙	
10	タイルブロック		4	タイルブロック	
11	木材等を使用したボ ード	再生木質ボード		5	木材等を使用したボード
12	紙製の事務用品	事務用品・雑貨		6	文具・事務用品
13	包装用の用紙	事務用品・封筒・雑貨		(削除)	
14	紙製の包装用材	事務用品・雑貨		(削除)	
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した 木製品		7	間伐材、再・未利用木材などを使用した 木製品	
16	再生材料を使用 したプラスチック 製品	事務用品・雑貨	8	プラス チック 製品	装身具・身近細貨品
		屋外家具・園芸用品			玩具・遊具・スポーツ用品・道具
		家庭用品・建築構造用品等			記録メディアなど
		繊維製品			包装用品
		フィルム製品			屋内設備・設置用品
		廃棄時に産業廃棄物と なる商品			農業・漁業・林業用品
					屋外設備・設置用品
					自己再資源化製品
					その他の製品
17	再生材料を使用 した土木・建築用 製品	舗装材 ボード	9	土木・建 築用製 品	舗装材 ボード
		左官材料・塗装材			左官材料
		ルーフィング材			塗装材
		断熱材・吸音材料			ルーフィング材
		セメント			セメント
		骨材			骨材
18	ガラス製品	土木資材	10	ガラ ス 製品	土木資材
		板ガラス			板ガラス
		その他			ガラス長繊維
	(追加)	機器類	11	家具	
19	その他	その他紙類	12	その他	上記以外
		事務用品・雑貨			
		上記以外の品目			